

府政共生第 1035 号
平成 26 年 10 月 23 日

各薬物乱用対策推進地方本部 御中



内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
参事官（青少年環境整備・総合調整第1担当）
（薬物乱用対策推進会議事務局）
（公印省略）

平成26年度「子ども・若者育成支援強調月間」等に際しての
危険ドラッグに係る広報啓発活動等の特段の配意について（依頼）

薬物乱用防止対策の推進につき、日頃から格別の御尽力を賜り、感謝申し上げます。
政府では、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」（平成25年8月7日薬物乱用対策推進会議決定）及び「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」（平成26年7月18日薬物乱用対策推進会議決定）に基づく取組を関係省庁が一体となって推進しているところではありますが、いまだ危険ドラッグの乱用者による事故等が後を絶たず、インターネット上における悪質な販売サイトへの対応が求められるなど、依然として予断を許さない状況にあります。

また、スマートフォン等の新たなインターネット接続機器が急速に普及し、その利用が長時間化する中、インターネットを利用する青少年が保護者の気付かない使い方をして違法・有害情報にアクセスし、危険ドラッグの乱用等に巻き込まれる危険性が増大していることから、青少年の保護者等に対しても、青少年のインターネット利用実態等を踏まえた危険ドラッグに関する正しい知識を普及させることが喫緊の課題であります。

こうした中、内閣府では、毎年11月を「子ども・若者育成支援強調月間」（以下、「月間」という。）として定め、関係機関等の協力を得て、期間中に子ども・若者育成支援のための諸事業、諸活動を集中的に実施することにより、国民の子ども・若者育成支援に対する理解を深めるとともに、各種活動への積極的な参加を促し、国民運動の一層の充実と定着を図ることとしております。

本年度も別添1のとおり実施することとしておりますが、近年の薬物情勢を受け、子供を犯罪や危険ドラッグ等の有害環境等から守るための取組の推進を重点事項の一つとして掲げております。

本年10月1日からは「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」（10～11月）が実施されておりますが、別添2の「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策フォローアップについて（通知）」（平成26年9月30日付府政共生第938号）により通知したとおり、各位におかれましては、青少年行政主管部（局）、消費者行政主管部（局）、教育委員会主管課等の各地方本部を構成する関係部局（課）及び関係機関・団体等との連携を強化し、当月間に係る行事や活動機会等と効果的に連動させる等して、青少年はもとよ

り、その保護者や地域の指導者等に対する危険ドラッグに係る広報啓発活動の充実強化について特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

また、青少年の薬物再乱用防止のためには、その治療と社会復帰支援が不可分であることから、危険ドラッグの乱用者やその家族等が早期に相談機関に相談でき、継ぎ目のない支援が受けられるよう、各種相談窓口等の周知徹底にも努めていただきますよう御願ひ致します。

政府においても、政府インターネットテレビ(注1)や政府広報オンライン(注2)、Facebook及びTwitter(注3)、あやしいヤクブツ連絡ネット(注4)等、様々な媒体・手法を活用し、訴求力の高い啓発活動及び情報提供・情報共有の促進等に努めてまいりますので、各地方本部における広報啓発活動等において御活用いただければ幸いです。

- 別添1 平成26年度「子ども・若者育成支援強調月間」(11月)について(依頼)
- 別添2 危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策フォローアップについて(通知)
- 別添3 「第四次薬物乱用防止五か年戦略」抜粋

注1 政府インターネットテレビ「徳光・木佐の知りたいニッポン!～緊急企画!危険ドラッグに手を出すな!」

<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg10549.html>

注2 政府広報オンライン「特集:薬物対策(危険ドラッグの本当の怖さを知っていますか?)」

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/drug/index.html>

注3 Facebook及びTwitter(厚生労働省)

Facebook STOP the 薬物! ~断る勇気が未来をつくる~

Twitter <https://twitter.com/StopTheDrug>

注4 あやしいヤクブツ連絡ネット(厚生労働省)

相談窓口:03-5542-1865

<http://www.yakubutsu.com/>

参考 「子供のための情報モラル育成プロジェクト」

～考えよう 家族みんなで スマホのルール～(文部科学省)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jouhoumoral/index.htm

(連絡先)

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付

青少年環境整備・総合調整第1担当 森・河村

TEL 03-5253-2111(内線38257)

03-6257-1442(直通)

FAX 03-3581-1609

E-mail kensuke.kawamura@cao.go.jp

府子第 4 6 5 号 - 2

平成 2 6 年 1 0 月 3 日

各都道府県知事 殿

内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室長

安田 貴彦（公印省略）

平成 26 年度「子ども・若者育成支援強調月間」（11 月）について（依頼）

近年、我が国では、グローバリズムや情報化の進展等により、子供・若者を取り巻く環境が大きく変化しています。非正規労働の若者が増加し、フリーターやいわゆるニートの数も高止まりの状態が続いているなど、困難を有する子供・若者の問題は依然として深刻です。

また、少年非行問題、いじめの問題、児童虐待や児童ポルノなど子供が被害者となる事件等が相次いで発生しているほか、違法・有害な情報が氾濫し、従来型の携帯電話だけでなくスマートフォンを始めとする新たな機器等の普及に伴って、それらの情報へ子供が接触する危険性が更に増大することも懸念されています。

さらには、政府の調査によれば、我が国の子供の貧困の状況が先進国の中でも厳しく、また、生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率も全世帯と比較して低い水準になっており、子供の貧困対策を総合的に推進することが求められています。

これらの諸課題に対応し、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）を図るためには、「子ども・若者ビジョン」等に基づき、関連施策を着実に推進する必要があります。特に、家庭や学校、企業、地域など社会全般に深く関係する子ども・若者育成支援への取組が、国民的な理解と広がりを持ったものとなるよう、国民運動を強力に推進することが重要です。

このため、内閣府では 11 月を「子ども・若者育成支援強調月間」と定め、関係省庁、地方公共団体、関係団体等とともに、子ども・若者育成支援に関する国民運動の充実と定着を図るための運動期間とするべく、別添実施要綱により実施することといたしました。

つきましては、貴台におかれましても、本月間の趣旨を御理解の上、その効果的な推進が図られますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、貴（都道府県）内の市町村、関係団体等に対しましても、その趣旨を周知されますよう、併せてお願いいたします。

平成26年度「子ども・若者育成支援強調月間」実施要綱

～いのち輝く みんなの未来～

平成26年10月3日

内閣府特命担当大臣決定

1 趣 旨

近年、我が国では、グローバリズムや情報化の進展等により、子供・若者を取り巻く環境が大きく変化している。非正規労働の若者が増加し、フリーターやいわゆるニートの数も高止まりの状態が続いているなど、困難を有する子供・若者の問題は依然として深刻である。

また、少年非行の問題、いじめの問題、児童虐待や児童ポルノなど子供が被害者となる事件等が相次いで発生しているほか、違法・有害な情報が氾濫し、従来型の携帯電話だけでなくスマートフォンを始めとする新たな機器等の普及に伴って、それらの情報へ子供が接触する危険性が更に増大することも懸念されている。

さらには、政府の調査によれば、我が国の子供の貧困の状況が先進国の中でも厳しく、また、生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率も全世帯と比較して低い水準になっており、子供の貧困対策を総合的に推進することが求められている。

これらの諸課題に対応し、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）を図るためには、「子ども・若者育成支援推進法」（平成21年法律第71号）及び同法に基づく「子ども・若者ビジョン」（平成22年7月23日子ども・若者育成支援推進本部決定）等に基づき、関連施策を着実に推進する必要がある。特に、家庭や学校、企業、地域など社会全般に深く関係する子ども・若者育成支援が、国民的な理解と広がりを持ったものとなるよう、国民運動を強力に推進することが重要である。

このため、本年11月を「子ども・若者育成支援強調月間」（以下「月間」という。）と定め、期間中に子ども・若者育成支援のための諸事業、諸活動を集中的に実施することにより、国民の子ども・若者育成支援に対する理解を深めるとともに、各種活動への積極的な参加を促し、国民運動の一層の充実と定着を図ることとする。

2 期 間

平成26年11月1日（土）から30日（日）までの1か月間

3 実施主体

内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、最高検察庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、最高裁判所、都道府県、市区町村、全国青少年育成県民会議連合会、青少年育成都道府県民会議、青少年育成市町村民会議及び青少年関係諸団体

4 取り組むべき課題

(1) 重点事項

ア 子供・若者の社会的自立支援の促進

子供・若者が社会の一員として自立し、主体的に活躍していくことができるよう、以下の取組を推進する。

- ① 子供・若者の社会的自立に関連する教育、福祉、保健・医療、就労、少年非行関係等の専門機関においては、関係機関相互の連携により、支援を必要とする子供・若者個々の状況に応じた個別的・継続的な相談・支援を効果的に行えるよう、地域における子供・若者支援の体制作り等の取組を推進する。

同時に、「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、地域において、様々な相談に応じる子ども・若者総合相談センターの機能を担う体制の整備や、様々な困難を有する子供・若者への支援に係る関係機関相互の連携の場である子ども・若者支援地域協議会の設置を進める。

- ② 子供・若者が、同世代や異世代との多様な人間関係を経験しながら、社会的自立に必要な主体性や協調性等を育むことができるよう、地域での多様な活動の機会・情報提供の充実に努め、子供・若者及び地域住民の参加の促進を図る。

また、企業においては、仕事を持つ親がその子供との関わりを深めることができるよう配慮するとともに、地域活動への参加を積極的に評価し、その促進に向けて配慮する。

- ③ キャリア教育・職業教育の推進に係る学校、企業、関係行政機関等の連携強化及び社会全体の共通理解の確立・促進を図る。
- ④ 子供・若者が国際社会の一員としての役割や責任を自覚し、広い視野と豊かな国際感覚を育むため、国際理解を深めるための学習機会の提供や異文化交流活動を推進する。

イ 生活習慣の見直しと家庭への支援

食育の推進、生活時間の改善等により、子供の生活習慣の見直しに取り組むとともに、家庭への支援の充実に努める。

- ① 子供が生涯にわたって健康で豊かな人間性を育むため、「第2次食育推進基本計画」（平成23年3月31日食育推進会議決定）に基づき、子供やその保護者の食に対する関心と理解が深まるよう食育を推進する。また、食事のマナーや挨拶習慣など食や生活に関する基礎の習得ができるよう、家族や友人等と一緒に食卓を囲む「共食」の推進に努める。
- ② テレビ、ゲーム、スマートフォンを始めとするインターネット接続機器などメディア等との過剰な接触時間を見直し（ノーテレビ・ノーゲームデーなど）、家族との直接的コミュニケーション時間を増やすほか、「早寝早起き朝ごはん」運動やインターネット利用に関する親子間でのルール作りなど子供が家庭等で日々の生活習慣を見直す取組を推進する。
- ③ 保護者が家庭の重要性を認識し、家庭でのしつけの在り方や親の役割などについて知ることができるよう、情報の提供、広報啓発活動の充実に努める。
- ④ 親子の相談指導等を行う地域活動の振興を図るとともに、子育て支援ネットワーク作りを促進し、子育てサークルや学校、関係機関等も含めて地域社会が一体となって家庭の子育てを支援する活動を進める。

ウ 児童虐待の予防と対応

児童虐待については、相談対応件数が年々増加しており、多数の重篤な事例が発生するなど、深刻な状況となっている。こうした現状を踏まえ、月間が「児童虐待防止推進月間」（主唱：厚生労働省及び内閣府）と時期を一にして実施することと併せて、地域ぐるみで実効性のある児童虐待防止への取組を強化する。

- ① 国民一人一人が児童虐待問題への理解を一層深め、その未然防止や早期発見などの取組が社会全体で進められるよう広報啓発活動を実施する。
- ② 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の設置促進及び機能強化を図るとともに、児童相談所の体制強化及び児童家庭支援センターの整備等を図り、地域の関係機関や地域住民の幅広い協力体制を構築する。また、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」や、養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して保健師、助産師、保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う「養育支援訪問事業」の更なる推進を図る。
- ③ 被害を受けた児童の保護に当たっては、その精神的ダメージを軽減し、早期回復を図るため、カウンセリングの実施や関係者への助言指導等の支援を推進するとともに、相談・治療のための専門家や医療施設等の周知に努める。

エ 子供を犯罪や有害環境等から守るための取組の推進

児童ポルノ排除対策、子供の安全確保の取組、有害環境への適切な対応、いじめの未然防止と早期対応など、地域社会が一体となった取組を推進する。

(7) 児童ポルノ排除対策

- ① 「第二次児童ポルノ排除総合対策」（平成25年5月28日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、児童ポルノ被害の未然防止・拡大防止、被害児童の早期発見・保護・支援等、児童ポルノ排除のための対策を着実に推進する。
- ② 児童や保護者を始めとする社会全体に対して、児童ポルノ排除対策推進協議会で定めた国民運動スローガン「児童ポルノは絶対に許されない！」という意識を高めるための広報啓発活動を積極的に実施する。

(4) 子供の安全確保の取組

- ① 学校等の関係機関や青少年育成に係る各種団体等が連携して行う防犯活動、子供の安全確保のための取組を推進する。
- ② 遊具、遊び場やスポーツ施設を始め、子供の周辺にある各種の機器について安全点検を行い、適切な保守に努めるとともに、管理責任者や関係業界等と連携して、けが等の未然防止に努める。
- ③ 安全運転の励行、飲酒運転の根絶等、交通安全に関する諸活動とも連携して、子供の安全確保のための対策を推進する。

(ウ) 有害環境への適切な対応

- ① 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(平成20年法律第79号)及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第2次)」(平成24年7月6日子ども・若者育成支援推進本部決定)に基づき、子供と保護者に対する子供のインターネットの適切な利用に関する教育及び広報啓発活動を推進するとともに、従来型の携帯電話やスマートフォンを始めとする新たな機器等に対応したフィルタリングの性能の向上及び利用の普及、民間団体の取組の支援及び国・地方公共団体との連携強化等の関連施策を着実に推進する。

このほか、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」(平成15年法律第83号。いわゆる「出会い系サイト規制法」)を始めとする関係法令及び条例の内容の一層の周知と厳正な適用に努める。

併せて、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)サイト等のコミュニティサイトやスマートフォンのアプリケーション(以下「アプリ」という。)に起因する子供の犯罪被害が多発していることに鑑み、これらの事業者における監視体制の強化、実効性ある機能制限の仕組み作りの自主的な取組の促進を図る。また、利用者、特に保護者に対してサイトやアプリを利用する上での危険性をその仕組みとともに周知徹底する。

- ② 図書やDVD等の販売店・レンタル店等の事業者に対して、有害図書・ソフトの区分陳列、店員が容易に監視できる場所への配置、子供へ販売、貸出しをしないこと等、各地方公共団体の青少年保護育成条例に基づく対策の徹底を指導するとともに、その状況の調査・点検を実施する。また、インターネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス等の事業者に対して、子供の深夜の立入制限の措置を要請する。

また、児童買春等の契機となり得るいわゆる出会い系喫茶や子供の性を売り物とする新たな営業形態の実態及び危険性について、子供や保護者に対し周知啓発を行うとともに、事業者に対して子供の立入制限等の規定について周知する。

さらには、酒類やたばこを入手できない環境の整備を図るため、小売店における身分証明書などによる年齢確認の徹底等、効果的な取組を促進する。

- ③ 学校における薬物乱用防止教育の充実を図るとともに、街頭キャンペーンやイベントの開催など、あらゆる機会を通じて薬物乱用防止に関する広報啓発活動を一層積極的に推進する。また、危険ドラッグについて子供への広がり懸念されることから、覚醒剤、大麻等と同様にそれらの有害性や危険性に関する正しい知識の普及を図る。

(イ) いじめの未然防止と早期対応

- ① 学校と教育委員会が日頃から児童生徒の状況を把握し、いじめの兆候を見逃すことなく、迅速かつ適切な対応を行う。また、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)の趣旨も踏まえ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの未然防止、早期発見・早期対応のため、なお一層の取組を行うとともに、いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための気運を醸成する。
- ② 学校及び各種相談機関において、いじめについて安心して相談できる環境を整備し、子

供に向けて、大人にいつでも相談するよう呼び掛けるとともに、相談事案に応じて関係機関が連携した迅速な対応が取れる仕組みを整備する。

- ③ 保護者、P T Aを始め、青少年団体、スポーツ団体や各種ボランティア団体等が連携し、仲間との連帯感や協調性、思いやりの心やフェアプレーの精神などを育むための体験活動等の充実を図る。

オ 子供の貧困対策の推進

子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、「子供の貧困対策に関する大綱」に掲げる各施策を、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に推進する。

(2) その他

ア 児童の権利に関する条約に係る広報啓発活動の推進

子ども・若者育成支援の取組が「児童の権利に関する条約」（平成6年条約第2号）に示されている児童の人権の尊重及び擁護の促進の観点を踏まえ、適切に推進されるよう、同条約に係る広報啓発活動を推進し、正しい知識の普及を図る。

イ 地域活動に対する顕彰等

社会貢献活動を行った青少年や子ども・若者育成支援に貢献し顕著な功績のあった個人・団体等に対する表彰の実施及び当該表彰に係る広報等を通じ、子ども・若者育成支援の一層の推進を図る。

5 実施事項

内閣府は、月間中に子ども・若者育成支援に対する意識が広く国民の間で醸成されるよう、関係機関に対し、次に掲げる活動等の積極的な展開を要請する。

なお、活動等の展開に当たっては、地域の青少年関係諸団体等のネットワークを活用し、子供・若者の参加と協力を得ることについて特に配慮しつつ、広く家庭、学校、地域住民、企業、民間団体及び関係機関が連携した取組が活発に展開されるよう十分な連絡調整に努める。

(1) 広報啓発活動

- ① ポスター、リーフレット、啓発物品等の作成・配布
- ② 広報誌（紙）、インターネット・ホームページへの掲載
- ③ 懸垂幕、横断幕、電光掲示板等の掲出
- ④ 街頭キャンペーン活動の実施

(2) 各種行事等の開催

- ① 大会、シンポジウム等の開催
- ② 研修会、講習会の開催

- ③ 青少年保護育成巡回活動、環境浄化活動等の実施
- ④ ボランティア活動、体験教室等子供・若者の社会参加活動の実施

(3) 顕彰等の実施

- ① 社会貢献青少年、子どもと家族・若者応援団等に対する表彰
- ② 絵画、標語等各種コンクール入賞者に対する表彰及び作品等の展示

6 関係機関における取組状況の把握及び公表

内閣府は、関係機関における月間中の取組状況について調査し、その結果を取りまとめ、公表する。

府政共生第 938 号

平成 26 年 9 月 30 日

薬物乱用対策推進地方本部 御中

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
参事官（青少年環境整備・総合調整第1担当）
（薬物乱用対策推進会議事務局）
（公印省略）

危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策フォローアップについて（通知）

薬物乱用防止対策の推進につき、かねてから格別の御尽力を賜り、感謝申し上げます。

政府では、危険ドラッグの乱用に起因する事故・事件等が相次いで発生している状況を受け、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」（平成25年8月7日薬物乱用対策推進会議決定）及び「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」（平成26年7月18日薬物乱用対策推進会議決定。以下「緊急対策」という。）に基づく取組を推進しているところでありますが、危険ドラッグをめぐるのは、いまだ乱用者による事故等が後を絶たず、インターネット上における悪質な販売サイトへの対応等が求められるなど、依然として予断を許さない状況にあります。

とりわけ、スマートフォンを始めとした新たなインターネット接続機器の青少年への急速な普及等を背景に、インターネットを利用する青少年が違法・有害情報にアクセスして、危険ドラッグの乱用に巻き込まれる危険性が増大しており、『危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策』について（通知）」（平成26年8月7日付府政共生第718号。別添1参照。）において通知したとおり、青少年及び保護者等に対する危険ドラッグに関する正しい知識の普及を図り、規範意識を醸成していくことは、まさに喫緊の課題です。

このため、本年9月19日、薬物乱用対策推進会議を開催し、別添2、3のとおり、「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策フォローアップ」を取りまとめるとともに、同月26日、各地方本部間の連携・情報共有を図るため、別添4のとおり、「薬物乱用対策推進地方本部全国会議」を開催し、引き続き、政府一体となって危険ドラッグの乱用の根絶を図るための取組を強力に推進することとしております。

本年も10月から別添5のとおり、「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」が実施されますが、各位におかれましては、緊急対策のフォローアップ及び上記会議開催等につき、薬物乱用対策推進地方本部会議の開催等を通じ、青少年行政主管部（局）、消費者行政主管部（局）、教育委員会学校健康主管課等の薬物乱用対策推進地方本部を構成する関係部局（課）及び管内市町村、同運動に係る関係機関・団体等に対して御周知いただくとともに、各地方本部における関係機関・団体等の連携・情報共有を充実強化して、地方の実情を踏まえ、同運動に際し、危険ドラッグの乱用の根絶のための取組をより効果的に推進されますよう、特段の御配意を御願い致します。

なお、インターネット上の危険ドラッグに関する違法・有害情報対策につきましては、一般社団法人セーフラインインターネット協会において、運用ガイドライン（注参照）が一部改正され、広くインターネット利用者からの通報を受け付け、削除要請を行う取組が強化される等、民間の事業者等による自主的な取組が強化されておりますので、上記フォローアップ等の周知に際し、違法・有害情報の排除に向けた気運を一層高めるよう、この種情報の通報の「受け皿」として、各地方本部における関係機関・団体等に、併せて広く御周知いただければ幸いです。

別添1 「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」について（通知）

別添2 危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策フォローアップの概要

別添3 危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策フォローアップ

別添4 「薬物乱用対策推進地方本部全国会議」会議資料

（資料1、2、4については、内閣府ホームページ※に掲載、資料5、6、8については、上記別添1～3と重複のため省略。）

※内閣府ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/souki/drug/known.html>

別添5 平成26年度麻薬・覚醒剤乱用防止運動実施要綱

注 セーフライン運用ガイドライン（一般社団法人セーフラインインターネット協会）

http://www.safe-line.jp/wp-content/uploads/safeline_guidelines.pdf

（連絡先）

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付

青少年環境整備・総合調整第1担当 森・河村

TEL 03-5253-2111（内線38257）

03-6257-1442（直通）

FAX 03-3581-1609

E-mail kensuke.kawamura@cao.go.jp

「第四次薬物乱用防止五か年戦略」抜粋

4 5つの目標

目標 1 青少年、家庭及び地域社会に対する啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進

(4) 広報啓発活動の強化

薬物乱用未然防止のための広報啓発活動は従来より積極的に行っているところである。引き続き、薬物乱用による健康被害等の危険性について国民に更に深く理解を促すため、以下のような取組を行う。

(街頭キャンペーン等による啓発の充実)

- ・ 「薬物乱用防止のための指導指針に関する宣言」(国連薬物乱用防止根絶宣言) 支援事業として行われる「「ダメ。ゼッタイ」普及運動」(6月20日～7月19日)を始め、「不正大麻・けし撲滅運動」(5月～6月)、「薬物乱用防止広報強化期間」(6月～7月)、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(7月)、「社会を明るくする運動」(7月)、「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」(10月～11月)及び「子ども・若者育成支援強調月間」(11月)等において、青少年及び青少年育成関係者に対し、薬物乱用の有害性・危険性や薬物乱用防止のための指導方法等についての広報啓発活動を一層積極的に展開する。(内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省)